

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年（2021年）11月24日付け山公委第61号で行った個人情報の非訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の訂正請求

審査請求人は、令和3年11月5日付けで実施機関に対し、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第22条第1項の規定により、次のとおり訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(1) 個人情報の内容

審査請求人が令和○年○月○日（○）午後○時○分頃、山口県内で横断歩行者妨害をしたとして、山口県警察署員に、無理やり切符を切られたことで、公安委員会に苦情申し立て、公安委員会がその件について調査した内容が分かる書類のうち、審査請求人の個人情報。

(2) 訂正請求の趣旨及び内容

（省略）

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、客観的な証拠には当たらない請求者の記憶に依拠した訂正請求であり、必要な確認を行ったが、当該訂正請求に係る個人情報は事実と合致していることが確認されたことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

1 非訂正とした理由

請求人は、山口県公安委員会が保有する公文書に記録されている個人情報について、令和3年10月25日付けで個人情報開示請求を行い、同年10月28日付けで個人情報部分開示決定を受けたが、公文書に記録されている個人情報が事実と合致していないとして、同年11月5日付けで個人情報訂正請求を行っている。

処分庁は、個人情報訂正請求を受理後、公文書に記録されている個人情報について必要な確認を行う一方、請求人から訂正を必要と認める客観的証拠がなく、提出した証拠についても自らの記憶に依拠して作成した図面のみであったことから、公文書に記録されている個人情報の訂正を検討する余地がないと認め、当該訂正請求に係る個人情報は事実と合致しているとして、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、同年11月24日付けで個人情報非訂正決定の処分を行ったものである。

2 弁明の趣旨

「この審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

3 棄却を求める理由

(省略)

第5 審査会の判断

1 訂正請求対象情報該当性について

条例第21条第1項において、訂正請求は、同条例第15条第1項の開示決定に基づき開示を受けた個人情報について行うことが規定されている。

本件請求の対象は、審査請求人が条例に基づく個人情報の開示請求により実施機関から開示を受けた自己の個人情報であることから、条例第21条第1項に該当すると認められる。

2 条例第21条第1項について

条例第21条第1項は、「何人も、公文書に記録されている自己の個人情報（開示決定に基づき開示を受けたものに限る。…（中略）…）が事実と合致していないと認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる」としている。

これは、何人も、公文書に記録されている自己の個人情報が事実と合致していないと認めるときは、その訂正を権利として請求できることを明らかにしたものである。

ここで、「事実」とは、住所、氏名、年齢、生年月日、学歴等の客観的な正誤の判定になじむ事項をいい、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項については訂正請求の対象とはならないとされ、「合致していない」とは、個人情報を取り扱う事務の目的及び内容等並びに当該事務で取り扱う個人情報の内容及

び性質等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報とが合致していないことをいい、「訂正（追加又は削除を含む。）」とは、事実でない個人情報の内容を事実と合致させることをいい、事実と合致していない個人情報の内容を事実と合致するよう修正することのほか、内容が不十分である場合に不足している情報を加えること（追加）及び事実と合致していない内容を削ること（削除）を含むとされている。

また、条例第22条第2項は、「訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。」としている。

3 本件処分の妥当性について

本件請求の趣旨は、審査請求人が、横断歩行者妨害をしたとして、山口県警察署員に、無理やり切符を切られたことで、公安委員会に苦情申し立て、公安委員会がその件について調査した内容がわかる書類のうち、審査請求人の個人情報が事実とは異なる記載がされていると思料する部分の訂正を求めているものであり、これは、条例第21条第1項に基づく訂正請求の対象である「事実」に係る記載に対する訂正請求であると認められる。

実施機関の説明によれば、処分庁は、個人情報訂正請求を受理後、公文書に記録されている個人情報について必要な確認を行う一方、請求人から訂正を必要と認める客観的証拠がなく、提出した証拠についても自らの記憶に依拠して作成した図面のみであったことから、公文書に記録されている個人情報の訂正を検討する余地がないと認め、当該訂正請求に係る個人情報は事実と合致しているとして、条例第23条第1項の規定に基づき、本件処分を行ったということである。

審査会がインカメラ審理により、審査請求人が受けた交通違反取締りに関して作成された調査報告書の内容を見分したところ、○月○日付の調査報告書において、横断歩道歩行者妨害等を受けた参考人の証言が記載されているが、当該証言中、実際に通行を妨害した車を識別できる情報の記載がないことから、審査請求人の車が横断歩行者妨害等を行った事実を現認したとする警察署員が、事実確認を瞬時に行わざるを得なかった中、審査請求人の車と、実際に参考人の通行を妨害した車とを見誤った可能性はあり得ると考えられる。

また、審査請求人は、交通違反取締りを受けたことは、現地で取締りを行った警察署員の事実誤認によるものであること、現地で取締りを行った警察署員が入れ替わっており事実と異なる調査報告書が作成されている、等とも主張しており、自らは横断歩行者妨害を行っておらず、調査報告書の記載が誤っているとの審査請求人の主張に対する真摯な態度は、審査請求書や反論書の記載、また、口頭意見陳述を通じ、強くうかがえたところである。

しかし、審査請求人が交通違反取締りを受けた当時の事実関係に係る客観的な正誤を確認するにあたっては、一般的には、ドライブレコーダーの映像データ等を資料として確認することが適切と考えられるが、今回はそうしたものは存在しないことから、現場の取り締まりを行った警察署員からの聞き取りにより確認を行い、それを元に本件

処分を行った実施機関の行為は不合理とまではいえない。

また、審査請求人が、本件請求に係る主張を事実であるとする論拠は、上述のドライブレコーダーの映像等客観的な証拠ではなく、審査請求人が自らの記憶に基づき作成した図面等にとどまっており、当該図面等は審査請求人の主張する内容が事実と合致していることを証明するために必要な相当程度の資料とは認められず、その他に当該主張が事実と合致すると判断できる客観的な資料もないことから、公文書に記録されている個人情報の訂正請求が認められるほどの立証がされているとは認められない。

したがって、訂正請求に理由があるとは認められないことから、条例第23条第1項の規定により、実施機関が非訂正とした決定は妥当である。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 4年 4月 6日	実施機関から諮問を受けた。
令和 5年 4月 27日	審査請求人の口頭意見陳述を行った。
令和 5年 8月 31日	事案の審議を行った。
令和 5年 10月 31日	事案の審議を行った。
令和 6年 1月 11日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
服部 麻理子	山口大学准教授	
水谷 芳昭	公認会計士	部会長職務代理者

（令和5年8月31日まで）

氏名	役職名	備考
沖本 浩	弁護士	部会長
古林 照己	公認会計士	
服部 麻理子	山口大学准教授	部会長職務代理者

（令和6年1月11日現在）